

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（案）

地方税法施行令の一部が改正（令和 2 年 3 月 31 日公布、4 月 1 日施行）されたこと等に伴う条例改正を 12 月議会へ提出します。なお、適用年度は令和 3 年度分からとなります。

1 賦課限度額の改定

地方税法施行令の一部が改正（令和 2 年 3 月 31 日公布、4 月 1 日施行）され、医療給付費分・介護納付金分の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、条例の賦課限度額を法定賦課限度額まで引き上げます。

なお、県国民健康保険運営方針では、賦課限度額は、法定額のとおり設定し、県内どこでも同じ賦課限度額となることを目指す旨の方針が示されております。

区 分	改正案	現 行
医療給付費分	<u>63 万円</u>	61 万円
後期高齢者支援金等分	19 万円	19 万円
介護納付金分	<u>17 万円</u>	16 万円
合 計	<u>99 万円</u>	96 万円

※後期高齢者支援金等分は改定なし

2 軽減判定基準の見直し

平成 30 年の税制改正により、令和 3 年 1 月より個人所得課税が改正されました。この影響により国民健康保険税の負担水準に関して不利益等が生じないようにするため、また、一定の給与所得者等が 2 人以上いる世帯が国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることを防ぐため、地方税法施行令等の一部を改正し、軽減判定の見直しをおこなう予定です。（交付：令和 2 年 7 月下旬見込、施行：令和 3 年 1 月 1 日見込）

区 分	改 正 案	現 行
7 割軽減 基 準 額	基礎控除額（ <u>43 万円</u> ） + 10 万円 × <u>（給与所得者等の数 - 1）</u>	基礎控除額（33 万円）
5 割軽減 基 準 額	基礎控除額（ <u>43 万円</u> ） + 28.5 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × <u>（給与所得者等の数 - 1）</u>	基礎控除額（33 万円） + 28.5 万円 × 被保険者数
2 割軽減 基 準 額	基礎控除額（ <u>43 万円</u> ） + 52 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × <u>（給与所得者等の数 - 1）</u>	基礎控除額（33 万円） + 52 万円 × 被保険者数

3 国民健康保険税の課税の特例

地方税法施行令の一部が改正（令和 2 年 3 月 31 日公布、4 月 1 日施行）され、低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置が創設されたことに伴い、附則の第 4 項「長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例」および第 5 項「短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例」について改正し、当該所得を所得税及び個人住民税の特例措置と同様に控除します。

賦課限度額の引上げによる影響について

1 加入世帯への影響

区 分	改 定 案	現 行	比 較
医療給付費分	301世帯	328世帯	▲27世帯
後期高齢者支援金等分	235世帯	235世帯	—
介護納付金分	74世帯	81世帯	▲7世帯

※ 基礎控除額については、現行、改正案とも33万円で算定。

2 賦課額への影響

賦課限度額を引き上げた場合、令和2年7月1日現在で試算すると、約700万円賦課額が増加する見込みです。

軽減判定の見直しによる影響について

給与所得控除や公的年金控除について、基礎控除へ10万円振替となり減額されることから生じる不利益を生じさせないため、国民健康保険の基礎控除相当分の基準額を現行の33万円から43万円に10万円引き上げます。

また、2人以上一定額以上の所得がある給与所得者や年金所得者がいる世帯については国民健康保険の基礎控除相当分の基準額を10万円引き上げるだけでは不利益が生じるため、世帯の一定額以上の所得がある人数から1を引いた数に10万円を乗じた額を加算することで調整を図ります。

このことにより、給与所得や年金所得の世帯については所得額に応じて不利益が生じないこととなります。なお、自営業やフリーランスの世帯については所得控除の10万円減額が生じないため、国民健康保険の基礎控除相当分の基準額が10万円引き上げられるメリットのみを受けるかたちとなります。このため、この見直しにより、軽減世帯数および軽減額は増額となる見込みです。

低未利用土地等の譲渡に係る特例措置

土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化、更なる所有者不明土地発生の予防に向け、令和2年度税制改正において、低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置が創設されました。

この特例措置は、譲渡価格が500万円以下の低額な一定の低未利用土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除するものです。

このことに伴い、国民健康保険税についても附則の改正をおこない、同様の措置を取るものです。

[参考] 低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置について

1. 適用対象期間

令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に以下の要件を満たした譲渡をした場合に適用を受けることができます。

2. 適用対象要件

- (1) 譲渡した者が個人であること
- (2) 都市計画区域内にある低未利用土地等であること及び譲渡後の当該低未利用土地等の利用について、市長の確認がされたものの譲渡であること
- (3) 譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡であること
- (4) 当該個人がその年中に譲渡をした低未利用土地等の全部又は一部について租税特別措置法第33条から第33条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4又は第37条の8に規定する特例措置の適用を受けないこと
- (5) 当該個人の配偶者等、当該個人と特別の関係がある者への譲渡でないこと
- (6) 低未利用土地等及び該当低未利用土地等とともにした当該低未利用土地等の上にある資産の譲渡の対価の額の合計が500万円を超えないこと
- (7) 当該低未利用土地等の譲渡について所得税法第58条又は租税特別措置法第33条の4若しくは第34条から第35条の2までに規定する特例措置の適用を受けないこと
- (8) 一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地又は当該土地の上に存する権利を当該前年又は前々年中に譲渡した場合において本特例措置の適用を受けていないこと